

叙勲・褒章受章おめでとうございます



▼瑞宝双光章

伊藤 清照氏(緑台1丁目)

氏は、警視庁の本部・警察署において、主に生活安全部、刑事部などの職務に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。

▼瑞宝単光章

森井 勝久氏(上高野1丁目)

氏は、警視庁の本部・警察署において、交通規制課、地域課、機動隊などの職務に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。



▼瑞宝単光章

矢島 昇氏(千塚)

氏は、幸手町消防団第2分団に入団後、分団長、幸手市消防団副団長、団長を歴任されるなど、長年にわたり市民の安心・安全の確保に寄与されました。



▼藍綬褒章

藤沼 和夫氏(大字幸手)

氏は、幸手地区保護司会の会長を務めるなど、長年にわたり保護司の職務に従事され、現在も地域のみなさんの犯罪・非行の予防に寄与されています。



人権それは愛

障がい者与人権

「障害者差別解消法」

障がいのある人への差別を解消し、共に生きる社会の実現に向け、4月から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、行政機関や会社・お店などは「不当な差別的取扱い」をしてはいけないことになっています。また、行政機関などは必ず「合理的配慮」をしなければいけません。会社やお店などではできるだけ障がいのある人が困らないように努力することが求められています。

「不当な差別的取扱い」とは、例えば、障がい者というだけでアパートを貸さないこと、車いすだから入店を断ることなどです。

「合理的配慮」とは、例えば、聴覚障がいのある人には筆談、視覚障がいのある人には言葉で説明するなど、障がいの状況に応じて個別に対応することです。

誰もがずっと健康でいられるとは限りません。生まれたときから障がいのある人、病気や事故で障がい者になる人、また、目に見える障がいを持つ人と見えない障がいを持つ人など、一言で障がい者と言ってもその状況はさまざまです。忘れてはいけないのは、障がい者は特別な存在ではないということです。

障がいのある人に対する社会の偏見や差別、理解不足を取り除き、障がいのある人もない人も、共に生きる社会を築いていけるよう、私たち一人ひとりが意識を持つことが必要です。



介護保険による

住宅改修と福祉用具の利用について

介護保険では、介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、住宅改修や福祉用具の利用をすることができます。サービスの利用には、要介護認定(要支援 1、2・要介護 1～5)が必要で、自己負担割合は 1 割(一定以上の所得のある人は 2 割)です。すでに要介護認定を受けている人は、「介護保険負担割合証」に記載があります。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

住宅改修

介護を必要とする人が、住み慣れた家の生活環境を整えるための住宅改修が必要な場合、申請して認められると介護保険から住宅改修費が支給されます(支給額の上限は、20 万円の 9 割または 8 割)。

〔介護保険の対象となる工事〕

- ・手すりの取付け
- ・段差や傾斜の解消
- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え

- ・滑りにくい床材(浴室など)、移動しやすい床材(畳敷きからフローリングなど)への変更
- ・和式から洋式への便器の取替え
- ・そのほか、各工事に付帯して必要な工事

※まずは、事前に必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してください。工事施工前に申請し、審査を受ける必要があります(工事施工後の申請はお受けできません)。

福祉用具

介護保険では、日常生活の自立を助け、介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入や貸与(レンタル)が利用できます(購入の場合、支給額の上限は、年間 10 万円の 9 割または 8 割)。

〔購入の対象となる福祉用具の一例〕

- ・腰かけ便座(ポータブルトイレなど)
- ・入浴補助用具(入浴用いす、バスボードなど)
- ・簡易浴槽

〔レンタル(貸与)の対象となる福祉用具の一例〕

- ・杖や歩行器
- ・工事を必要としない手すりやスロープ
- ・車いすや介護用ベッド(要介護 2～5 が対象)

※利用には申請が必要です。心身の状態に合った福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などによく相談の上、ご利用ください。

歯科訪問診療(往診)をご活用ください

幸手市歯科医師会では、訪問診療に必要な専用機材を整え、通院困難な状態にある人(介護認定者や寝たきり状態にある人)などへの訪問診療を実施しています。

また、通院が困難な人への「歯科医師のご紹介」、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ぜひ、ご利用ください。

※なお、下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。

〔相談窓口〕

○幸手市歯科医師会相談窓口

堀中歯科医院 ☎(44) 0916

○健康増進課 ☎(42) 8421

※詳細については、歯科医師会ホームページ (<http://www.satte-dental.jp/>) を参照してください。



幸手市歯科医師会 会員【50 音順】

新井 歯科医院 ☎(48) 2613	苦瀬 歯科医院 ☎(43) 6116	高柳 歯科医院 ☎(42) 0270
出井 歯科医院 ☎(42) 0902	グリーン歯科医院 ☎(44) 1750	玉木 歯科医院 ☎(42) 8885
岩上 歯科医院 ☎(43) 3839	小林 歯科医院 ☎(42) 8181	戸川 歯科医院 ☎(42) 7452
梅本 歯科医院 ☎(43) 6200	駒橋 歯科医院 ☎(42) 0271	永井 歯科医院 ☎(43) 5171
遠藤 歯科医院 ☎(43) 5288	小森谷 歯科医院 ☎(43) 0888	那須 歯科医院 ☎(43) 4570
大宮 歯科医院 ☎(43) 0485	昆 歯科医院 ☎(42) 7480	堀中 歯科医院 ☎(44) 0916
柿沼 歯科医院 ☎(42) 0579	佐伯 歯科クリニック ☎(44) 1818	みつば 歯科エムズタウン幸手 ☎(40) 3283
柿沼デンタルクリニック ☎(42) 4887	さくら矯正歯科 ☎(43) 1553	宮田 歯科医院 ☎(43) 6333